

兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月12日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 谷口芳紀

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第13号）の一部を次のように改正する。

第38条第4号中「賃金、」を削る。

第43条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第76条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 広域連合長が認めるとき。

別表中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。